

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	難病の患者に対する特定医療費の支給又は指定難病要支援者証明事業の実施に係る特定個人情報評価書 (重点項目評価書)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

静岡県は、難病の患者に対する特定医療費の支給又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本評価書の記載内容について、毎年度の見直しとともに、5年ごとの再評価を行い、個人情報又はプライバシーの保護に関する技術の進歩、社会情勢の変化等に対応し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための取組を継続的に実施する。

評価実施機関名

静岡県知事

公表日

令和7年7月1日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	難病の患者に対する特定医療費の支給又は指定難病要支援者証明事業に関する事務
②事務の内容	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、指定難病の患者に対し受給者証を交付し、県が指定する医療機関で指定難病に係る医療(特定医療)を受けた場合に、特定医療費の給付を行う事務である。 医療保険上の世帯の市町村民税課税額等による自己負担上限月額を決定する。また、世帯情報及び所得情報、医療保険情報、他制度による給付情報の照会を情報提供ネットワークシステムを通じて行い、給付の可否や自己負担上限月額等について審査を行う。 特定医療費の支給に関する情報は、情報提供対象となっているため、統合宛名システムを経由して中間サーバへの副本登録を行う。
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	・業務担当者からの依頼に基づき、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を発番し、個人番号との対応を管理するとともに、中間サーバに対して情報照会、情報提供に用いる識別子である「符号」の取得依頼を送信する。 ・担当者が入力した情報提供対象情報について、中間サーバに送信し、副本登録する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [☒] その他 (中間サーバ)

システム2～5

システム2

①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	・情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、団体内統合宛名システムを紐付け、その情報を保管・管理する。 ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の情報照会及び情報提供受領を行う。 ・特定個人情報を副本として維持・管理する。
③他のシステムとの接続	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [☒] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()

システム3

①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	・業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()

3. 特定個人情報ファイル名	
指定難病医療給付受給者ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表 項番131 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第71条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番158（情報照会） 項番14・18・42・77・80・113・125・144・158・161（情報提供）
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	静岡県健康福祉部医療局疾病対策課
②所属長の役職名	疾病対策課長
7. 他の評価実施機関	
—	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
指定難病医療給付受給者ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	指定難病医療給付事務における申請者及び支給認定基準世帯員
その必要性	難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第1条により、支給認定を受けた指定難病の患者又は保護者の区分に応じて負担上限月額を決定する必要があるため。
④記録される項目	10項目以上50項目未満 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	・難病法第5条に基づく特定医療費の支給を行う際に、「支給認定情報」「指定医療機関情報」「地方税関係情報」「医療保険関係情報」等を把握する必要があるため。 ・難病の患者に対する療養支援に関する情報を適切に管理する必要があるため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成29年7月1日
⑥事務担当部署	静岡県健康福祉部医療局疾病対策課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☒ 地方公共団体・地方独立行政法人 (都道府県、市区町村) ☐ 民間事業者 () ☒ その他 (難病法第12条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされる者、医療保険者、審査支払機関)
②入手方法		☒ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム ☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()
③使用目的 ※		難病法第5条に基づく特定医療費の支給認定を行うため。
④使用の主体	使用部署	疾病対策課、県保健所(7か所)
	使用者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・難病法第6条第1項に基づく「支給認定申請」に基づき、難病法第7条及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第25条で定める事項を記載した医療受給証を交付する。 ・交付に関する事項は、番号法上情報提供対象情報として定められているため、本人から申請時に取得した個人番号と紐付けて管理する。
	情報の突合	本人確認書類として提示又は写しの添付された個人番号カードと申請書に記載された個人番号の突合を行う。
⑥使用開始日		平成29年7月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	委託しない <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない () 件	
委託事項1		
①委託内容		
②委託先における取扱者数	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
再委託	④再委託の有無 ※	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている () 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☐ 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	特定個人情報は、カードキー等により厳重に管理されたサーバー室にある団体内統合宛名システム及び中間サーバーにて保管し、バックアップも同室内の機器に保存する。 各システムは、アクセス権限を持った職員のみアクセスできるようアクセス制御を行う。 団体内統合宛名システム及び中間サーバーにはアクセス制御の他、静脈認証による端末制御を行う。 執務室は退庁時に施錠される。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

＜住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項＞

・住民情報 ・世帯主との続柄 ・世帯番号

＜地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報＞

・個人住民税情報 ・課税年度 ・総所得金額 ・合計所得金額 ・合計所得金額情報 ・繰越控除額 ・繰越控除額情報 ・雑損控除額 ・医療費控除額 ・小規模共済等掛金控除額 ・社会保険料控除額・生命保険料控除額 ・地震保険料控除額 ・配偶者特別控除額 ・配偶者控除等 ・扶養控除 ・扶養控除情報 ・16歳未満扶養者数 ・障害者控除 ・障害者控除情報 ・本人該当区分 ・専従者控除額 ・所得控除合計額 ・課税所得額(課税標準額)・市町村民税__税額控除前所得割額 ・市町村民税__調整控除額 ・市町村民税__調整額 ・市町村民税__住宅借入金等特別税額控除額 ・市町村民税__住宅借入金等特別税額控除額【税源移譲前】・市町村民税__寄附金税額控除額 ・市町村民税__寄附金税額控除額【税源移譲前】・市町村民税__外国税控除額 ・市町村民税__配当控除額 ・市町村民税__配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額 ・市町村民税所得割額 ・市町村民税所得割額【税源移譲前】・市町村民税均等割額 ・都道府県民税所得割額 ・都道府県民税均等割額 ・居住用損失額 ・市町村民税所得割額(減免前) ・市町村民税均等割額(減免前) ・減免税額 ・所得税確定申告書の提出の有無 ・住民税申告書の提出の有無 ・住民登録外課税の有無 ・住民登録外課税者の課税地市区町村コード ・市町村民税__定額減税額 ・市町村民税所得割額(定額減税前) ・市町村民税所得割額【税源移譲前】(定額減税前) ・都道府県民税__定額減税額 ・都道府県民税所得割額(定額減税前)

＜生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報＞

生活保護情報 / 支給開始年月日 / 支給終了年月日 / 支給情報 / 就労自立給付金支給情報 / 就労自立給付金支給年月 / 就労自立給付金支給額 / 進学・就職準備給付金支給情報 / 進学・就職準備給付金支給年月 / 進学・就職準備給付金支給額

＜中国残留邦人等支援給付の支給に関する情報＞

支給情報 / 支援給付開始年月日 / 支援給付終了年月日

＜医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報＞

・国民健康保険関係情報 / 資格情報 / 給付情報
・後期高齢者医療関係情報 / 資格情報 / 給付情報
・被用者保険関係情報(健康保険) / 資格情報 / 給付情報
・船員保険関係情報 / 資格情報 / 給付情報
・被用者保険関係情報(共済組合等) / 資格情報 / 給付情報

＜国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報＞

・年金給付記録情報 / 年金給付情報
・障害手当金記録情報 / 特別障害給付金情報
・被災情報 / 災害発生年月日 / 療養開始年月日 / 被災職員死亡年月日 / 支給対象年月 / 傷病補償年金情報 / 障害補償年金情報 / 遺族補償年金情報
・年金給付情報(国共済関連) / 基礎年金番号 / 新法厚生年金情報 / 旧法共済年金 / 共済年金
・年金給付情報(地共済関連) / 年金給付情報 / 新法厚生年金情報 / 共済年金 / 旧法共済年金 / 障害手当金記録情報
・年金給付情報(私学共済関連) / 基礎年金番号 / 新法厚生年金情報 / 旧法共済年金 / 共済年金 / 障害手当金記録情報
・特別児童扶養手当の支給情報 / 支給情報 / 支給情報(年)
・障害児福祉手当支給情報 / 支給情報 / 支給情報(年)
・特別障害者手当支給情報 / 支給情報 / 支給情報(年)
・福祉手当(経過福祉手当)支給情報 / 支給情報 / 支給情報(年)

＜難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報＞

・被用者保険関係情報(健康保険) / 資格情報
・国民健康保険関係情報 / 資格情報
・後期高齢者医療関係情報 / 資格情報
・船員保険関係情報 / 資格情報
・小児慢性特定疾病医療費関係情報 / 支給開始年月 / 支給終了年月 / 支給情報
・介護保険関係情報 / 被保険者資格関連情報 / 受給者関連情報
・被用者保険関係情報(共済組合等) / 資格情報

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
指定難病医療給付受給者ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク：目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・申請書には、取得が認められない特定個人情報に係る情報に関する記載欄を設けない。 ・添付書類を具体的に示し、必要のない情報が提出されるリスクを低減する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・特定個人情報の取扱いについて、担当者向け説明会や研修を行う。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<所官課における措置> ・申請者の基本4情報に基づき、統合宛名システムにおいて個人を特定し、情報を取得している。マイナンバー誤記載により申請者以外の情報を取得するリスクを低減している。 <統合宛名システムにおける措置> ・事務取扱担当者及び事務種別ごと、適切なアクセス権の設定により、情報ファイルの取得範囲を限定している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・当該事務に関係する職員ごと、IDと静脈認証によって認証を行っている。
その他の措置の内容	・異動等で当該事務に関係しなくなった職員のIDについては、異動後速やかに無効化している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・特定個人情報を取り扱うシステムは、マイナンバー専用ネットワーク及び専用端末で利用する。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[O] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報 ファイルの取扱いに関する規定	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容		
再委託先による特定個人情報 ファイルの適切な取扱いの担保	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分な	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	【業務担当課における措置】 ・番号法の規程に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行い、業務以外に利用することを禁止する。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ・情報提供ネットワークシステムは、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容を記録し、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する。 【団体内統合宛名システムにおける措置】 ・番号法の規定に基づき、各業務と団体内統合宛名番号の紐付けを行い、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、法規定に従い、業務以外に利用することを禁止する。 ・特定個人情報にアクセスできる職員は必要最小限とし、かつ団体内統合宛名システムにおいて業務上必要なデータのみアクセスできるよう制御する。また、操作ログを記録することで、不適切な利用を抑制する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	【業務担当課における措置】 ・番号法の規程に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行い、業務以外に利用することを禁止する。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ・情報提供ネットワークシステムは、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容を記録し、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する。 【団体内統合宛名システムにおける措置】 ・番号法の規定に基づき、各業務と団体内統合宛名番号の紐付けを行い、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、法規定に従い、業務以外に利用することを禁止する。 ・特定個人情報にアクセスできる職員は必要最小限とし、かつ団体内統合宛名システムにおいて業務上必要なデータのみアクセスできるよう制御する。また、操作ログを記録することで、不適切な利用を抑制する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供 ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ・端末利用にあたってはアクセス制御や静脈認証により、不適切な使用の防止、必要最低限の利用となるようにしている。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した 行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと接続団体との間は、VPN等の技術を利用し団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。			

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	①新型コロナ発生状況を医療機関等にエクセルにて送付する際、ファイル内に個人情報を残したままメール送信してしまった。 ②関係法人に商品データを送付する際、担当者名・メールアドレスを残したまま送信してしまった。 ③委託先の社労士事務所が使用しているクラウドサービスがランサムウェアによる不正アクセスを受け、個人情報情報が漏えいした。 ④統合宛名システムに登録している個人情報が入っており、マイナポータル上で他人の身障手帳情報を閲覧可能な状態にあった。 ⑤会計年度任用職員の情報を保存していたUSBメモリが窃取された。 ⑥WEB上で公開していた道路保全台帳附図に、家屋所有者氏名を掲載したまま公開してしまった。	
再発防止策の内容	・送付するデータ等は複数名でチェックすることとした。 ・委託者に対する監督方法を見直し、厳重に確認することとした。 ・情報セキュリティに対する職員研修を実施した。 ・保管庫の鍵管理体制を見直した。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☒ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☒ 十分にやっている ☐ 十分に行っていない
具体的な方法	個人情報保護条例に関する研修に参加するとともに、情報セキュリティ自己点検の実施、情報セキュリティ研修会等に参加することにより、担当職員の資質向上を図る。
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	静岡県健康福祉部医療局疾病対策課 難病対策班 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 電話番号054-221-3393 E-mail: shippei@pref.shizuoka.lg.jp
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	静岡県健康福祉部医療局疾病対策課 難病対策班 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 電話番号054-221-3393 E-mail: shippei@pref.shizuoka.lg.jp
②対応方法	—

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年5月23日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)變更箇所

[illegible]